

令和 2 年 7 月 1 0 日

令和元年度電波の利用状況調査の評価
(令和 2 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(菊地課長補佐、井上係長)

電話：03－5253－5874

令和元年度電波の利用状況調査の評価

1 諮問の概要

技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、電波法第 26 条の 2 の規定に基づき、周波数を 3 区分^{*}に分け、毎年、電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価している。※令和 2 年度調査より周波数を 2 区分に分けて実施。

令和元年度は、714MHz 超 3.4GHz 以下の周波数を利用する無線局が対象となっており、当該周波数帯における電波の有効利用の程度の評価について諮問するものである。

2 調査・評価の対象

○平成 31 年 4 月 1 日現在において、714MHz 超 3.4GHz 以下の周波数を利用する無線局

○無線局数・免許人数：約 81,200 万局・約 11.2 万者

3 調査・評価の概要

周波数区分毎の評価は別紙のとおりであり、電波利用システムの利用形態等に応じて、適切に利用されているもの、他の電波利用システムとの周波数共用の検討が適当とする等の評価となっている。全体としての主な調査結果は以下のとおりである。

○無線局数は平成 28 年度の約 60,751 万局から約 81,246 万局となっている。これは、対象周波数帯の 99%を占める携帯無線通信が動画像伝送の利用拡大に伴うトラヒック増、ウェアブル端末等の導入等に伴う開設増によるものであり、今後も需要が見込まれることから、引き続き、同周波数帯での無線局数の増加が想定される。

○携帯無線システムを除く電波の運用日数については、全体的に日中に電波を利用する免許人が多い一方で、任意の 1 週間 24 時間運用実績がない免許人は約 3 割であった。年間の運用期間については、365 日（1 年間）とした免許人が 33%で最も多く、1 日以上 30 日未満が約 26.6%、過去 1 年送信実績がないと回答した免許人数も約 17%であった。

4 意見募集の結果

○意見募集期間：令和 2 年 5 月 30 日（土）から同年 6 月 29 日（月）、意見提出件数：3 件

令和元年度 電波の利用状況調査の評価

**令和2年7月
総合通信基盤局電波部
電波政策課**

電波の利用状況調査は、周波数帯を3区分※に分けて概ね3年毎に電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施（根拠規定：電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2）

※令和元年度に実施した調査までが対象。令和2年度実施の調査から2区分（①714MHz以下、②714MHz超）に分けて概ね2年毎に調査

電波の利用状況の調査（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号））

定例調査
【第3条第1項】
①714MHz以下（令和2年度）
②714MHz超3.4GHz以下（令和元年度）
③3.4GHz超

携帯無線通信等の
電波の利用状況調査（毎年）
【第3条第2項】

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
【第6条】

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線局の使用実態、他の電気通信設備への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用する周波数の移行計画
- ③発射状況調査（補完）

調査結果を公表するとともに、
評価結果（案）に対する意見募集

意見募集を踏まえた
評価結果（案）の電波監理審議会への諮問・答申

評価結果の公表

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

「令和元年度電波の利用状況調査」の概要

調査対象周波数帯

714MHz超3.4GHz以下※の周波数の電波を利用する無線局（平成31年4月1日現在）

※主に携帯電話等の移動業務に利用されている周波数帯

調査対象無線局数・免許人数

無線局数 約81,200万局

※複数の電波利用システムに属している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

免許人数 約11.2万者

※複数の電波利用システムを利用している免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の免許人数より多い。

調査方法

PARTNER 調査


無線局DB
（総合無線局管理システム：
PARTNER）



無線局数等の
基礎数値調査

<調査事項>

免許人数、無線局数、電波の型式、無線局の目的・通信事項等

調査票 調査



利用実態等の
報告調査

<調査事項>

無線局の運用詳細、年間／時間毎の運用状況、今後の運用計画等

（注1）利用状況調査（PARTNER調査・調査票調査）の補完的な役割を果たすものとして、電波の発射状況調査を実施することができる。

（注2）無線局単位での調査など重点調査の実施等を可能とする制度改正を令和2年4月1日に行ったが本調査は元年度における電波利用システムを対象とした調査であり、重点調査は実施していない。

評価の方法

調査結果等を踏まえ、調査対象周波数帯を7つに区分して評価

スケジュール

令和元年

令和2年



令和元年度電波の利用状況調査の評価(案)〈要約〉

5

✓ 714MHz超3.4GHz以下の全体の無線局数は前回調査時の**607,512,759局**から**812,469,312局**に増加。
(平成28年度)

【増加理由】主に**携帯無線通信の開設**により増加（携帯無線通信は約2億局増加）。当該携帯無線通信を除いた無線局数は、**745,135局**であり、**前回調査時の874,113局から14.7%（128,978局）減少。**

主な評価結果

1.2GHz帯画像伝送用携帯局

【調査結果等】

【評 価】

アナログ方式である1.2GHz帯画像伝送用携帯局は、前回調査時から増加(345局⇒379局)しているが、免許人の約8割が、今後、移行・代替・廃止の計画を検討予定と回答している。

平成28年8月に制度整備された2.4GHz帯、5.7GHz帯等の無人移動体画像伝送システムへの移行を推奨していくことが適当である。

2.3GHz帯映像FPU(携帯局)

2.3GHz帯映像FPU(携帯局)は、700/900MHz帯の周波数再編に伴う800MHz帯映像FPUからの移行に伴い、前回調査時から増加(11局⇒113局)している。免許人の約5割が年間の運用期間が30日以上150日未満と回答している。

運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、需要が高まる携帯電話とのダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。

PHS

1.9GHz帯のPHS(陸上移動局)は、令和5年3月に全てのサービスを終了する予定であり、前回調査時から減少(132,053局⇒2,046局)している。

公衆PHSサービス終了後の新たな電波利用ニーズを踏まえつつ、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の周波数拡張など周波数帯の活用方策について検討することが適当である。

ルーラル加入者無線

2GHz帯のルーラル加入者無線は、他の周波数帯への移行等により、前回調査時から無線局数が減少(107局⇒63局)。

VHF帯加入者系無線システムを含む他の周波数帯への移行を検討することが適当である。

N-STAR衛星移動通信システム

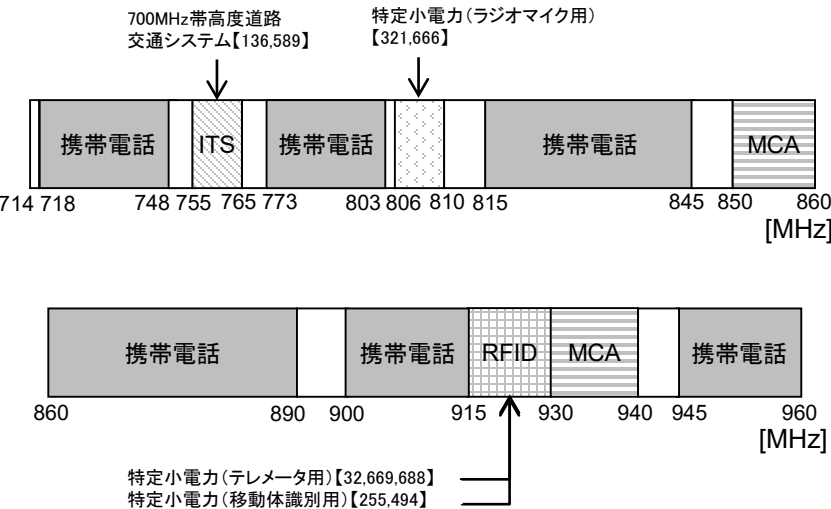
3GPPが策定する携帯電話用の国際標準バンドである2.6GHz帯を利用しており、主に海上、山間地、離島等での通信手段や災害時のライフラインとして活用されている。

システムの利用形態等を踏まえ、携帯電話とのダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。

714MHz超960MHz以下の周波数帯

6

電波利用システムの割当て状況



※【】は、免許不要局の平成28年度から平成30年度までの国内向けに検査(出荷)した台数の合計

電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
800MHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	98,596,802	117,237,408	134,326,105
700MHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	0	80,388,787	131,338,364
900MHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	25,993,980	35,758,866	38,878,662
800MHz帯MCA陸上移動通信	249,175	175,530	147,266
800MHz帯携帯無線通信(eMTCに限る)	0	0	39,215
920MHz帯移動体識別(登録局)	149	3,685	18,309
900MHz帯携帯無線通信(陸上移動局(NB-IoTに限る))	0	0	11,713
900MHz帯携帯無線通信(陸上移動局(eMTCに限る))	0	0	6,370
920MHz帯移動体識別(免許局)	173	2,939	5,175
その他(714MHz超960MHz以下)	14,796	6,467	1,247
実験試験局(714MHz超960MHz以下)	1,028	537	430
900MHz帯電波規正用無線局	10	10	7
800MHz帯携帯無線通信(NB-IoTに限る)	0	0	4
800MHz帯デジタル特定ラジオマイク(A型)	23,087	16,563	0
800MHz帯映像FPU	104	87	0
950MHz帯移動体識別(登録局)	6,145	208	0
950MHz帯移動体識別(免許局)	0	4	0

調査結果のポイント

- 本周波数区分の約99%を占める携帯無線通信以外で大きな割合を占める800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局)は無線局数が減少しており、高度MCA陸上移動通信システムの制度整備を平成31年4月に行っている。
- 700/900MHz帯の周波数再編に伴い、
 - ・920MHz帯移動体識別(免許局又は登録局)は移行先の920MHz帯として増加(6,624局⇒23,484局)。
 - ・800MHz帯デジタル特定ラジオマイク(A型)は地上デジタル放送の帯域(710MHz～714MHz)及び1.2GHz帯に移行(16,563局⇒0局)。
 - ・800MHz帯映像FPU(携帯局、陸上移動局)は1.2GHz帯及び2.3GHz帯に移行(87局⇒0局)。

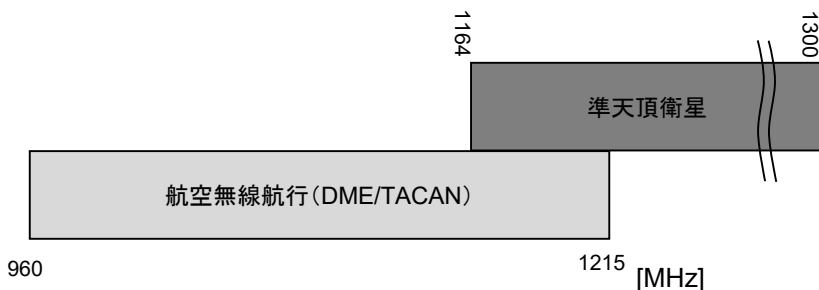
評価結果のポイント

- 本周波数区分は、携帯無線通信が認定された開設計画に従って今後も無線局の開設が想定されるとともに、NB-IoT及びeMTCの導入など新たな通信サービスの提供による周波数の有効利用も促進されており、適切に利用されている。
- 800MHz帯MCA陸上移動通信については、高度MCA陸上移動通信システムへの移行時期及び移行後の新たな無線システムの技術的条件等を検討することが適当である。

960MHz超1.215GHz以下の周波数帯

7

電波利用システムの割当て状況



電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
ATCRBS(航空交通管制用レーダービーコンシステム)・ATCトランスポンダ	2,034	2,105	2,303
航空用DME／TACAN	1,698	1,775	1,949
ACAS(航空機衝突防止システム)	968	1,076	1,345
ATCRBS(航空交通管制用レーダービーコンシステム)・SSR(二次監視レーダー)又はORSR(洋上航空路監視レーダー)	0	70	88
その他(960MHz超1.215GHz以下)	29	44	50
実験試験局(960MHz超1.215GHz以下)	37	55	44
RPM(SSR用)・マルチラレーション	34	35	38

調査結果のポイント

- ATCRBS(航空交通管制用レーダービーコンシステム)^{※1}・ATCトランスポンダ(航空機局)^{※2}、航空用DME／TACAN(航空機局)^{※3}、ACAS(航空機衝突防止システム)^{※4}等の無線局が、航路の安全性を高めるため航空機に設置されていること、航空事業者による新規機体の取得などの理由から増加。
- 航空無線航行に利用されるシステムの年間の運用期間について「365日(1年間)」と回答した免許人の割合は100%となっている。

※1: Air Traffic Control Radar Beacon System (管制官が航空機の位置等を把握するために利用)

※2: ATCトランスポンダ(航空交通管制用自動応答装置。管制に必要な自機の識別や飛行高度などの応答信号を自動的に送り返す機上の装置。)

※3: Distance Measuring Equipment(距離測定装置)/ Tactical Air Navigation(戦術航法装置。航空機に方位と距離情報を同時に提供)

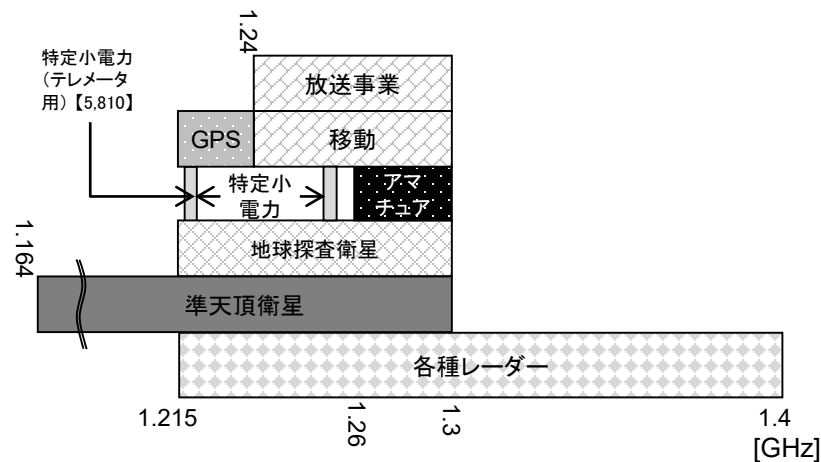
※4: Airborne Collision Avoidance System

評価結果のポイント

- 本周波数区分は、国際的にも航空無線航行業務に割り当てられており、各システムの利用状況や国際的な整合性等から判断すると、適切に利用されている。

1.215GHz超1.4GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



※【】は、免許不要局の平成28年度から平成30年度までの国内向けに検査（出荷）した台数の合計

電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
1.2GHz帯アマチュア無線	123,709	113,021	96,962
1.2GHz帯特定ラジオマイク(A型)・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク	0	7,989	13,479
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	90	345	379
1.2GHz帯映像FPU	—	10	112
実験試験局(1.215GHz超1.4GHz以下)	84	107	48
テレメータ・テレコントロール及びデータ伝送用	38	38	38
1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー	—	0	33
災害時救出用近距離レーダー	23	22	16
1.2GHz帯電波規正用無線局	13	13	7
ARSR(航空路監視レーダー)	8	3	1
その他(1.215GHz超1.4GHz以下)	0	1	0

調査結果のポイント

- 1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー※は実用化に係る制度整備（H25年度）により無線局数が増加（0局⇒33局）。
- 700/900MHz帯の周波数再編に伴う800MHz帯からの移行により、1.2GHz帯映像FPUは前回調査時から増加（10局⇒112局）、1.2GHz帯特定ラジオマイク(A型)・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイクは前回調査時から増加（7,989局⇒13,479局）
- アナログ方式である1.2GHz帯画像伝送用携帯局は、前回調査時から増加（345局⇒379局）しているが、免許人の約8割が、今後、移行・代替・廃止の計画を検討予定と回答している。

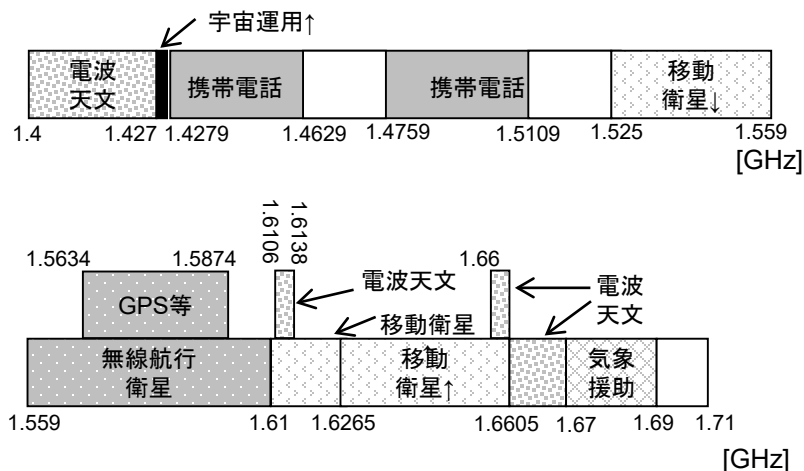
※気象庁による気象観測業務（上空の風向・風速の観測等）に利用される。最大で高度12km程度まで観測可能。

評価結果のポイント

- 本周波数区分は、1.2GHz帯アマチュア無線ではデジタルデータ通信等の利用により多数の無線局が存在していること、800MHz帯の移行先として1.2GHz帯特定ラジオマイク(A型)・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイクや1.2GHz帯映像FPUの無線局数が増加していること、1.2GHz帯映像FPUの高度化や準天頂衛星による新たなサービスが提供されていることなどから、適切に利用されている。
- 1.2GHz帯画像伝送用携帯局については、平成28年8月に制度整備された2.4GHz帯、5.7GHz帯等の無人移動体画像伝送システムへの移行を推奨していくことが適当である。

1.4GHz超1.71GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
1.5GHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	35,573,023	87,087,378	131,309,288
インマルサットシステム	40,332	28,295	28,331
イリジウムシステム	21,616	24,977	24,913
スラヤシステム	–	8,002	10,150
MTSATシステム	146	178	260
実験試験局(1.4GHz超1.71GHz以下)	470	248	238
グローバルスターシステム	–	–	127
気象援助業務(空中線電力が1kW未満の無線局(ラジオゾンデ))	48	42	33
準天頂衛星システム	–	–	4
1.6GHz帯気象衛星	2	1	0
その他(1.4GHz超1.71GHz以下)	32,148	63	0

調査結果のポイント

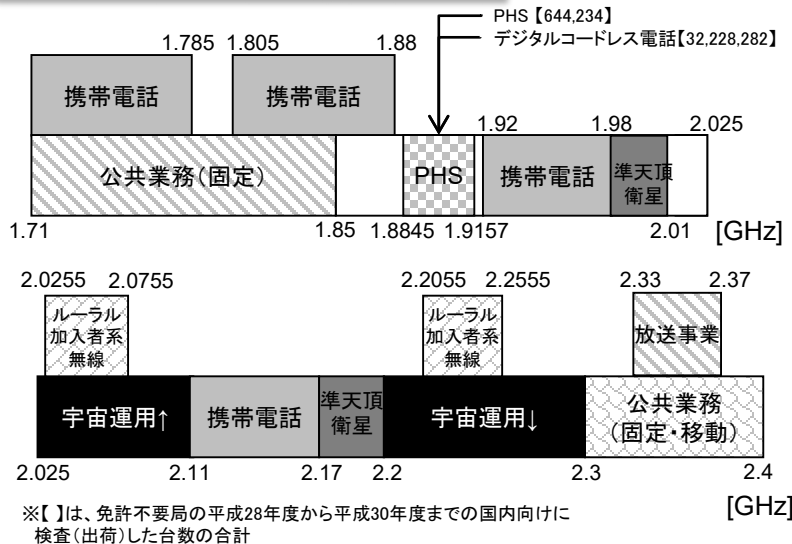
- 本周波数区分は、1.5GHz帯の携帯無線通信が占める割合が大きいですが、それ以外では、国内外の広いエリアで提供されるインマルサットシステム、イリジウムシステム、スラヤシステム、グローバルスターシステムの衛星携帯電話システムに利用されている。
- 平成29年8月にグローバルスターシステム(携帯移動地球局)の制度整備がなされ、導入が進んでおり無線局数は127局である。
- 準天頂衛星システム(みちびき)については、平成30年11月から、衛星測位サービスや簡易メッセージ同時配信サービスが提供されており、人工衛星局の無線局数は4局となっている。

評価結果のポイント

- 本周波数区分は、1.5GHz帯携帯無線通信を中心に、災害時における有用性が改めて認識されてきている衛星通信システムなど多数の無線局により、適切に利用されている。

1.71GHz超2.4GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
2GHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	128,985,633	160,008,195	179,018,478
1.7GHz帯携帯無線通信(NB-IoT及びeMTCを除く)	68,129,855	93,948,460	131,307,686
PHS(登録局)	129,468	279,046	266,824
2GHz帯携帯無線通信(NB-IoTに限る)	0	0	11,715
2GHz帯携帯無線通信(eMTCに限る)	0	0	6,486
PHS	275,669	132,053	2,046
実験試験局(1.71GHz超2.4GHz以下)	693	648	570
2.3GHz帯映像FPU	—	11	113
ルーラル加入者無線	203	107	63
その他(1.71GHz超2.4GHz以下)	7	11	13
衛星管制	10	14	12
準天頂衛星システム	—	—	6

調査結果のポイント

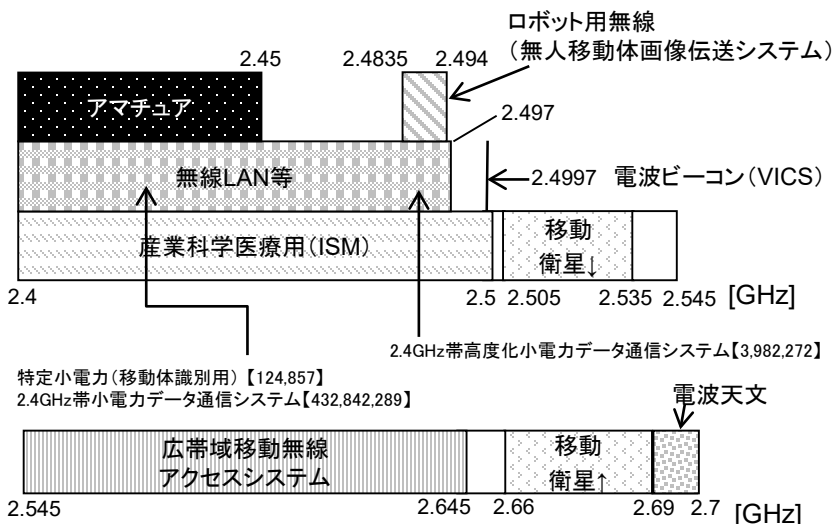
- 本周波数区分は、1.7GHz帯及び2GHz帯携帯無線通信を中心にPHSや2.3GHz帯映像FPUなど多数の無線局に利用されている。
- 2.3GHz帯映像FPUは、700/900MHz帯の周波数移行・再編に伴う800MHz帯映像FPUの移行により増加(11局⇒113局)。
- 1.9GHz帯のPHSは、令和5年3月に全てのサービスを終了することが発表されており、前回調査時から減少(132,053局⇒2,046局)。
- 2GHz帯のルーラル加入者無線は、他の周波数帯への移行等により、前回調査時から無線局数が減少(107局⇒63局)。
- 準天頂衛星システム(みちびき)は、平成30年11月から衛星安否確認サービスを開始し、携帯基地地球局及び携帯移動地球局が6局に増加。

評価結果のポイント

- 本周波数区分は、1.7GHz帯及び2GHz帯携帯無線通信を中心に、2.3GHz帯映像FPUなど多数の無線局により稠密に利用されている。
- PHSは、公衆PHSサービス終了後の新たな電波利用ニーズを踏まえつつ、1.9GHz帯のデジタルコードレス電話の周波数拡張など周波数帯の活用方策について検討することが適当である。
- ルーラル加入者無線は、VHF帯加入者系無線システムを含む他の周波数帯への移行を検討することが適当である。
- 2.3GHz帯映像FPUについては、運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、需要が高まる携帯電話等とのダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。

2.4GHz超2.7GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



※【 】は、免許不要局の平成28年度から平成30年度までの国内向けに検査(出荷)した台数の合計

電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
全国広帯域移動無線アクセスシステム(eMTCを除く)	4,998,680	32,209,552	65,470,091
地域広帯域移動無線アクセスシステム	0	10,307	64,014
N-STAR衛星移動通信システム	46,735	43,999	46,440
2.4GHz帯アマチュア無線	9,680	8,819	7,385
2.4GHz帯道路交通情報通信システム(VICSビーコン)	2,930	2,749	2,381
2.4GHz帯移動体識別(免許局)	454	377	285
実験試験局(2.4GHz超2.7GHz以下)	192	235	273
2.4GHz帯無人移動体画像伝送システム	—	—	39
2.4GHz帯移動体識別(登録局)	104	45	21
その他(2.4GHz超2.7GHz以下)	0	2	0

調査結果のポイント

- 全国BWA及び地域BWAの無線局数は前回調査時から増加(全国BWA: 3,220万局⇒6,547万局、地域BWA: 10千局⇒64千局)。
- 地域BWAの増加理由は、地域系事業者であるCATV事業者のエリア拡大などのサービス品質の向上を背景に利用が進んでいる。
- 免許不要である2.4GHz帯無線LANの過去3年の出荷台数(合計)は以下のとおりであり、一定の利用があると考えられる。
2.4GHz帯小電力データ通信システム: 4.3億台、2.4GHz帯高度小電力データ通信システム: 398万台
- 3GPPが策定する携帯電話用の国際標準バンドである2.6GHz帯を利用しており、主に海上、山間地、離島等での通信手段や災害時のライフラインとして活用されている。

評価結果のポイント

- 本周波数区分は、BWA等の無線局や無線LAN等の免許不要の無線局により稠密に利用されていることから、適切に利用されている。
- 無人移動体画像伝送システムに関する制度整備(平成28年8月)、ローカル5Gの制御信号を扱う4G(アンカー)用として自営等BWAの導入、衛星移動通信システムの高度化のための周波数帯域幅の拡張などが実施されており、引き続き、新たな無線システムの導入や既存無線システムの高度化が進むことが期待される。
- N-STAR衛星移動通信システムについては、利用形態等を踏まえ、携帯電話とのダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。

2.7GHz超3.4GHz以下の周波数帯

12

電波利用システムの割当て状況

各種レーダー

3.4
[GHz]

電波利用システム別の無線局数の推移

電波利用システム	平成25年度	平成28年度	令和元年度
3GHz帯船舶レーダー	868	1,015	1,160
ASR(空港監視レーダー)	33	33	31
その他(2.7GHz超3.4GHz以下)	0	1	3
位置及び距離測定用レーダー(船位計)	0	0	0
実験試験局(2.7GHz超3.4GHz以下)	87	96	74

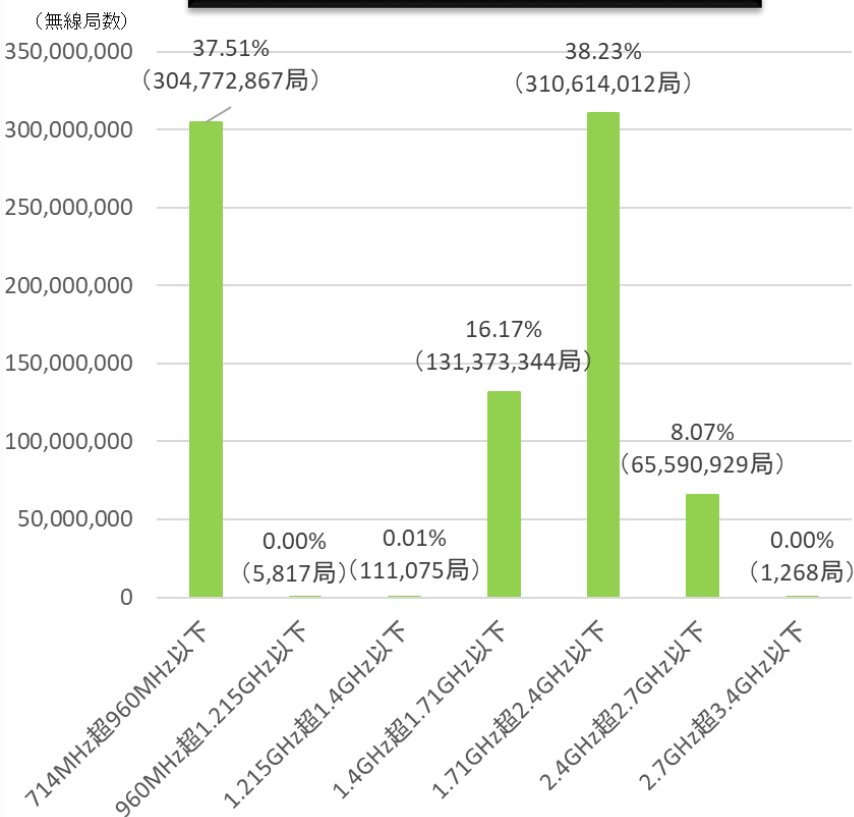
調査結果のポイント

- 本周波数区分は、3GHz帯船舶レーダーが9割以上を占めている。
- 3GHz帯船舶レーダーは、前回調査時から無線局数が増加(1,015局⇒1,160局)。なお、船舶レーダーについては、従来のマグネトロン(真空管増幅器)と比較して長寿命、不要発射の低減、周波数の安定等のメリットがある固体素子(半導体素子)を使用するレーダーについて、制度整備(H24年7月)が行われている。
- ASR(空港監視レーダー)は、前回調査時から無線局数はほぼ横ばい(33局⇒31局)。

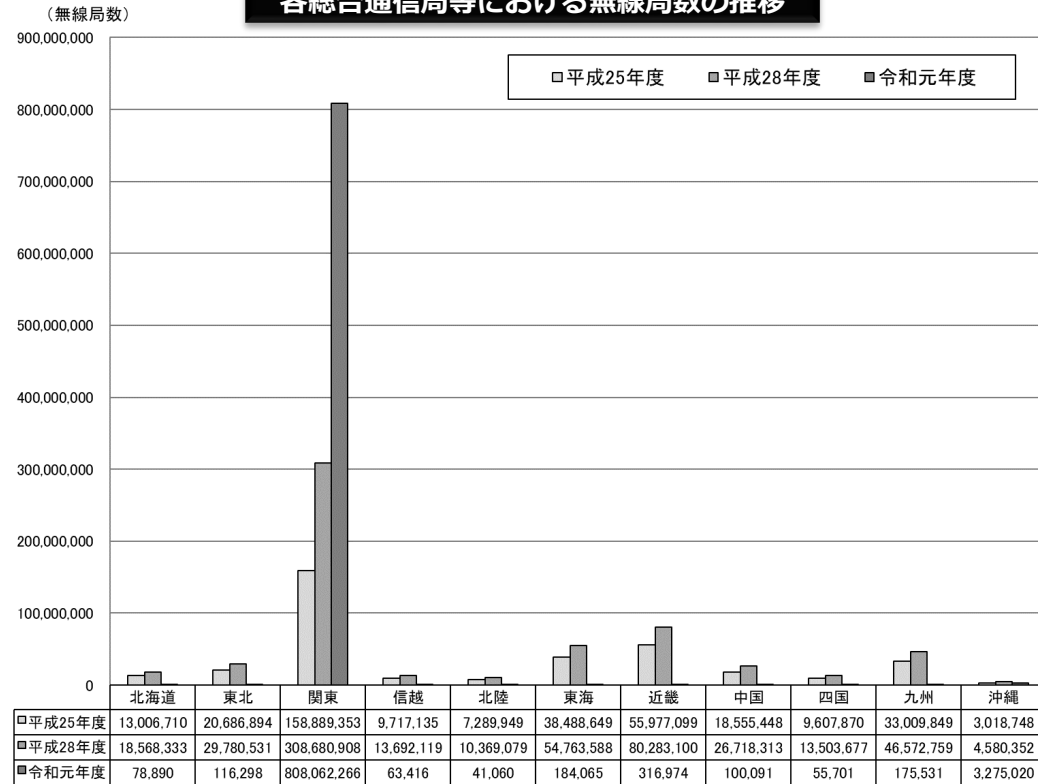
評価結果のポイント

- 本周波数区分は、国際的にも無線標定業務及び無線航行業務に割り当てられており、各システムの利用状況や国際的な整合性等から判断すると、適切に利用されている。
- 3GHz帯船舶レーダーの固体素子化は、周波数の有効利用に資するものであり、固体素子レーダーの普及が進んでいくことが期待される。
- 位置及び距離測定用レーダー(船位計)については、利用されていない状況であることから、今後の需要も調査・分析し、割当てを行わないことも含めて検討することが適当である。

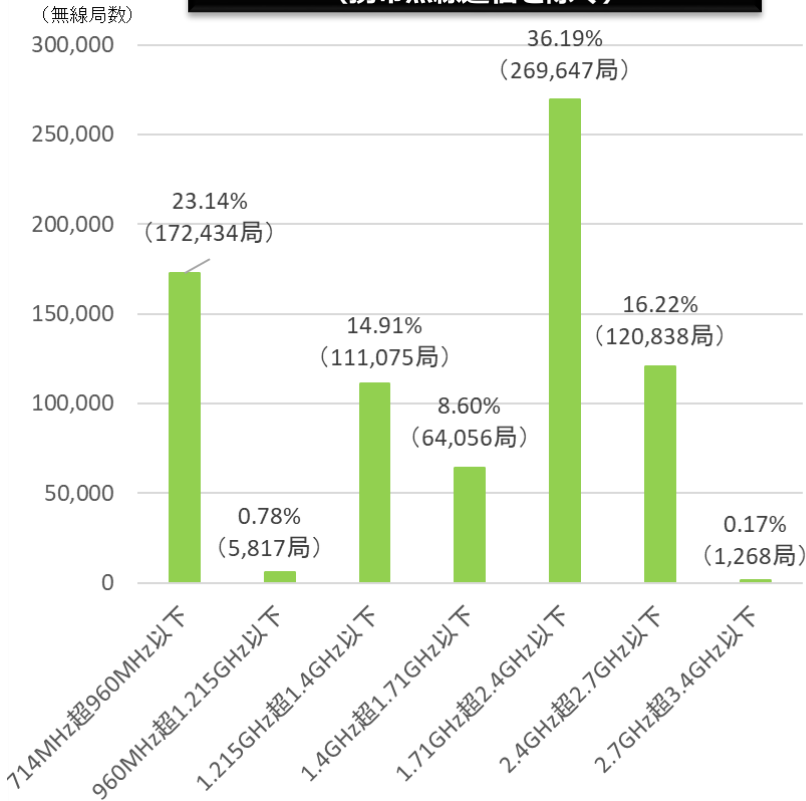
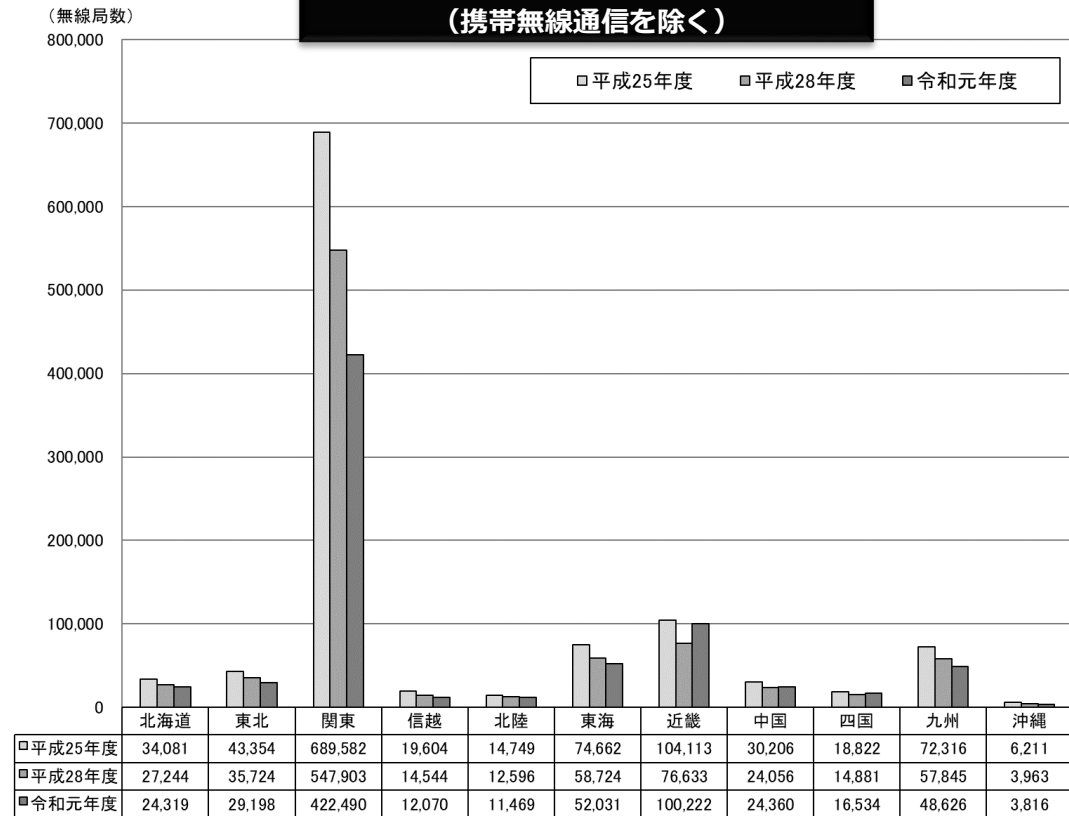
周波数区分ごとの無線局数の割合及び局数



各総合通信局等における無線局数の推移



- 令和元年度の調査対象周波数帯である714MHz超3.4GHz以下の周波数帯は、714MHz以下や3.4GHz超の区分と比べて、携帯無線通信での利用が多い帯域である。
- 714MHz超3.4GHz以下の全体の無線局数は前回調査時の607,512,759局から812,469,312局に増加しており、主に携帯無線通信の開設により、携帯無線通信は約2億局増加している。
- 各総合通信局等における無線局数の推移において、関東局を除き、前回調査時から令和元年度にかけて無線局数が大きく減少しているのは、主に携帯無線通信(陸上移動局)の免許が関東局に集約されたためである。

周波数区分ごとの無線局数の割合及び局数
(携帯無線通信を除く)各総合通信局等における無線局数の推移
(携帯無線通信を除く)

- 714MHz超3.4GHz以下の全体の無線局数から携帯無線通信を除いた無線局数は745,135局であり、前回調査時の874,113局から14.7%(128,978局)減少している。
- 1.9GHz帯のPHS(陸上移動局)が令和5年3月に全てのサービスを終了する予定であり、関東局でPHS(陸上移動局)の無線局数が大きく減少(131,014局⇒1,843局)している。

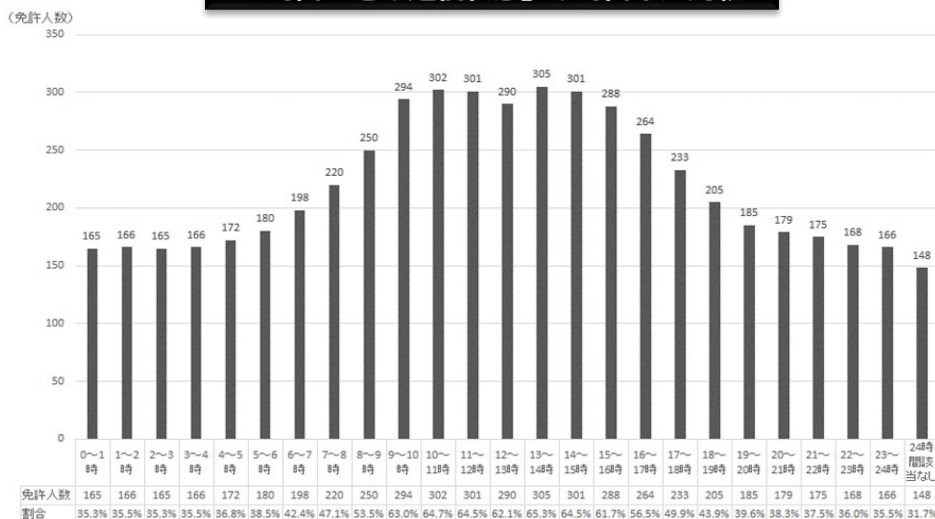
(参考) 714MHz超3.4GHz以下の全体的な調査結果③

15

- ✓ 調査票調査において、20電波利用システム(467免許人)に「時間ごとの送信状態」や「年間の運用期間」の調査を実施した。

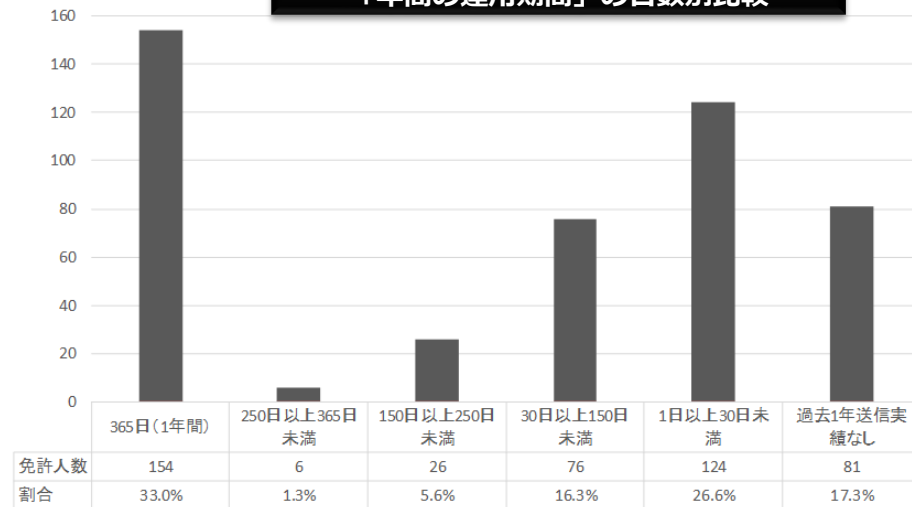
	電波利用システム名	免許人数		電波利用システム名	免許人数
1	1.2GHz帯映像FPU(携帯局)	40	12	N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	1
2	1.2GHz帯画像伝送用携帯局	212	13	N-STAR衛星移動通信システム(携帯基地地球局)	1
3	1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー	11	14	RPM(SSR用)・マルチラテレーション	10
4	2.3GHz帯映像FPU(携帯局)	41	15	インマルサットシステム(海岸地球局)	1
5	2.4GHz帯道路交通情報通信システム(VICSビーコン)	13	16	ルーラル加入者無線(基地局)	5
6	800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局)	11	17	航空用DME/TACAN(無線航行陸上局)	16
7	ARSR(航空路監視レーダー)	1	18	準天頂衛星システム(人工衛星局)	1
8	ASR(空港監視レーダー)	10	19	準天頂衛星システム(携帯基地地球局)	1
9	ATCRBS(航空交通管制用レーダービーコンシステム)・SSR(二次監視レーダー)又はORSR(洋上航空路監視)	11	20	地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局及びフェムトセル基地局を除く))	79
10	MTSATシステム(人工衛星局)	1		計	467
11	MTSATシステム(航空地球局)	1			

「時間ごとの送信状態」の時間帯別比較



(免許人数)

「年間の運用期間」の日数別比較



- 「時間ごとの送信状態」の時間帯別比較を見ると、全体的に日中に電波を送信している免許人が多い一方で、調査票の受領後の任意の1週間24時間運用なしという免許人が148者(31.7%)存在する。
- 「年間の運用期間」の日数別比較を見ると、「365日(1年間)」と回答した免許人が最も多い一方で、「1日以上30日未満」や「過去1年送信実績なし」と回答した免許人も一定数存在する。

- ✓ 発射状況調査は、令和2年度から実施する重点調査を対象に総務省においても客観的な利用状況を把握するため一定期間測定するなど拡充する予定であることを踏まえ、令和元年度は運用日数を聞いており、比較的、全国的に運用されている2.5GHz帯の地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA: Broadband Wireless Access)システムを対象に外部委託も活用し、測定を実施。

(注)市町村においてデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービスを提供

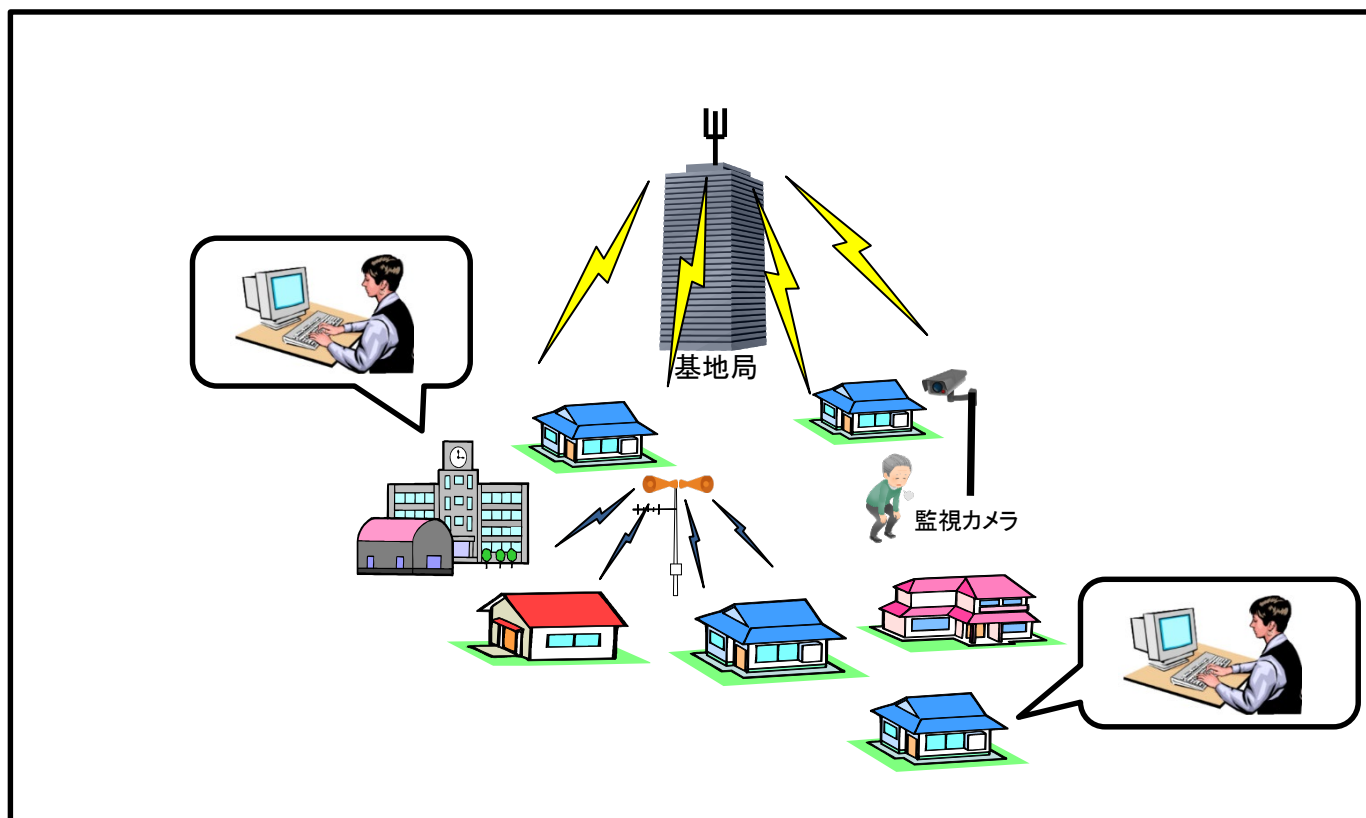


■無線通信技術として、国際的な標準規格であるWiMAXやAXGPを利用。

■固定光回線並みの高速通信(下り最大220Mbps(※))が実現可能。

■1つの基地局で広域をカバー可能(半径2~3Km)

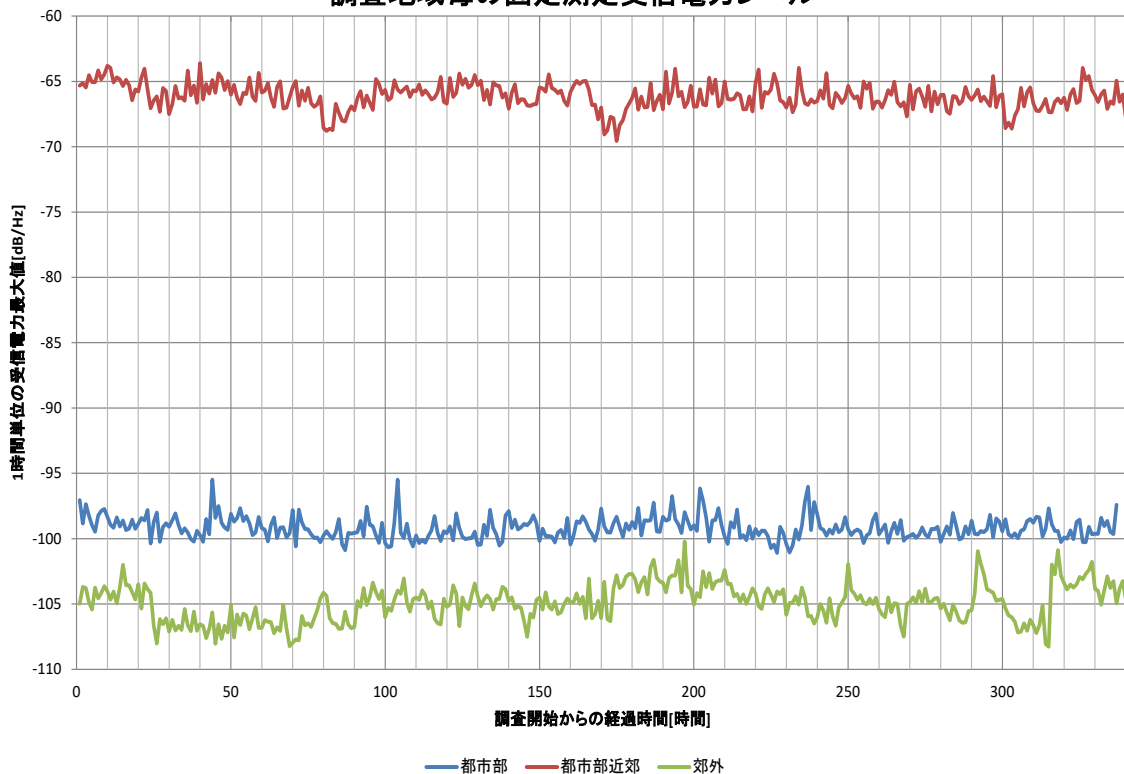
※20MHz幅システムで4×4MIMOを使用した場合。



(1) スペクトルアナライザ(測定器)による測定

- 調査票調査では、79者の免許人のうち、約89%(70者)が1日単位で「24時間」電波を発射(常時)するとともに、約75%が年間単位での運用日数について「1年間」と回答している。
- 地域BWAが使用する周波数を確実に受信できる場所に測定器を設置して14日間連続で3つのエリア(都市部、都市部近郊、郊外)に存在する無線局を各1局ずつ選定し、当該無線局に対して測定を実施。
- 調査期間を通じて電波が発射されていたことが分かった。郊外にある無線局では発射を確認できない時間(1時間単位で約2.7%)があった。測定器の設置場所によって受信レベルが異なるため、設置場所の確保が重要。
- 今回、常時運用の無線局を対象とした調査(14日間連続測定)では、変動幅が±5dB未満であり、十分な受信レベルが確保できる場所であれば、24時間程度の調査でも十分ではないかと考える。

調査地域毎の固定測定受信電力レベル



測定機材を設置できる場所の条件が異なるため、測定器が測定対象局に近いエリアは受信レベルが高いもの。

受信電力(dBm/Hz)

	最大値の範囲	測定対象局からの距離
都市部 —	-110.71~-95.49	140km
都市部近郊 —	-69.56~-63.60	100m
郊外 —	-108.26~-100.22	360km

(注) 都市部については屋内に測定器を設置

◆ 測定条件

中心周波数: 2.585MHz
SPAN: 24MHz(帯域幅の120%)
RBW: 100kHz
VBW: 30kHz
掃引時間: 10秒

(2) 電波監視システム(DEURAS: DEtect Unlicensed RAdio Stations)による測定

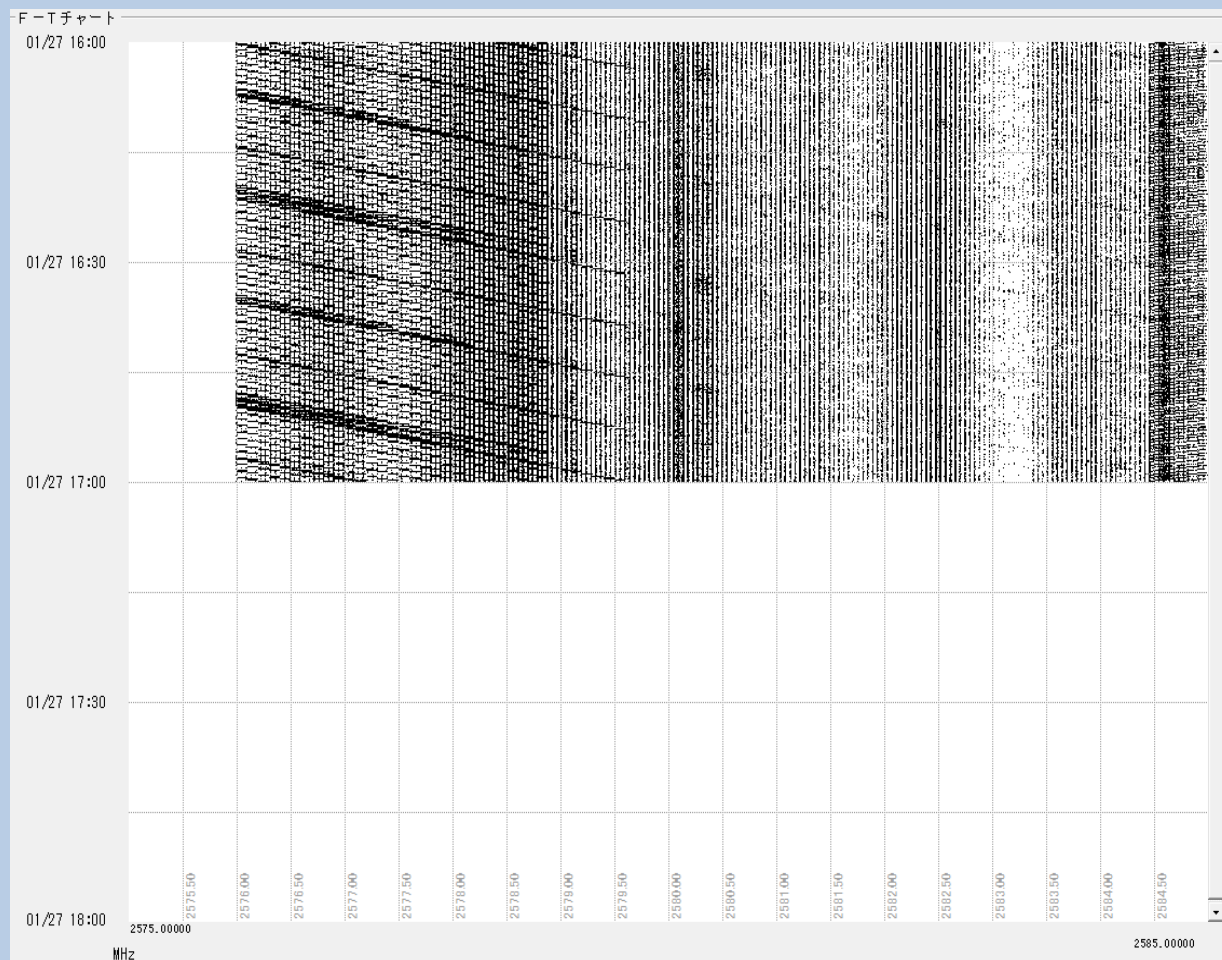
- 各総合通信局等(11管内)に設置されるDEURASの電波の周波数別及び時間別分布の状況を明らかにする機能を活用し、地域BWAの周波数帯を対象に測定した。測定場所として選定したDEURASは全国で30箇所(各管内3(信越は2、沖縄1))。
- 全てのエリアで入感を確認できなかったが、一部の地域では入感が見受けられた。
下記に掲載する神奈川県の場合では、地域BWAの周波数帯で電波の入感(黒いドット)を確認できている。
- DEURASの測定周波数は25MHzから3.6GHzでそれよりも高い周波数帯の測定は難しいが対象とする電波利用システムの周波数帯によって、発射状況調査にDEURASの活用も効果的と考える。

【(例) 神奈川県】

◆測定日時: 2020年1月27日(月)
16:00~17:00

◆測定条件
周波数: 2,575MHz~2,585MHz
中心周波数: 2,580MHz
電圧: 25dBμV

【時間】



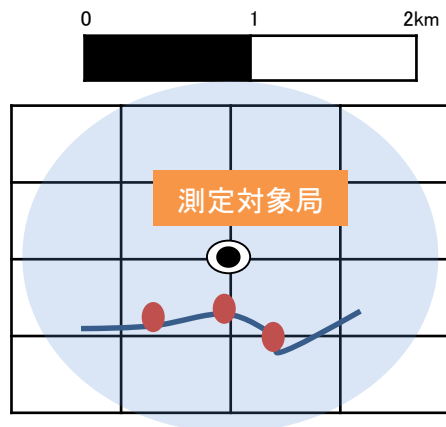
【周波数】

2. エリア利用状況

これまでの発射状況調査ではエリア測定を実施していない事を踏まえ、どのようなエリア測定が可能かどうかを検討するため、移動測定・多地点測定を実施。

(1) 移動測定

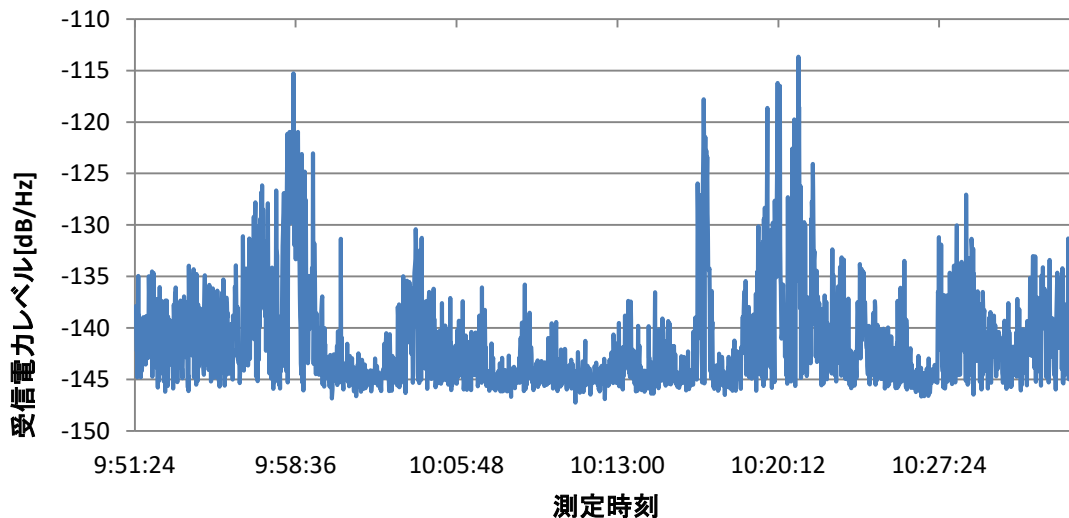
- 固定測定を対象とした3の地域にある無線局を対象に、電波法関係審査基準に基づいた計算で調査対象範囲を決定し、その範囲を600以上に分割し、各セル内を走行する測定経路を決定。スペクトルアナライザ(測定器)を搭載した自動車で測定経路を走行し、一定時間毎に受信レベルを測定。
- 調査対象範囲内において電波の受信を確認することができた。
- 無線システムの電波の指向特性にもよるが、エリア状況を確認する上では、建物などの周辺環境により、受信レベルの変動はありつつも、電波のカバーエリアを受信する上では時間的なコストをおさえる等の面からも効率的な測定と考える。



● 時間

— 自動車走行経路

郊外での移動測定結果例

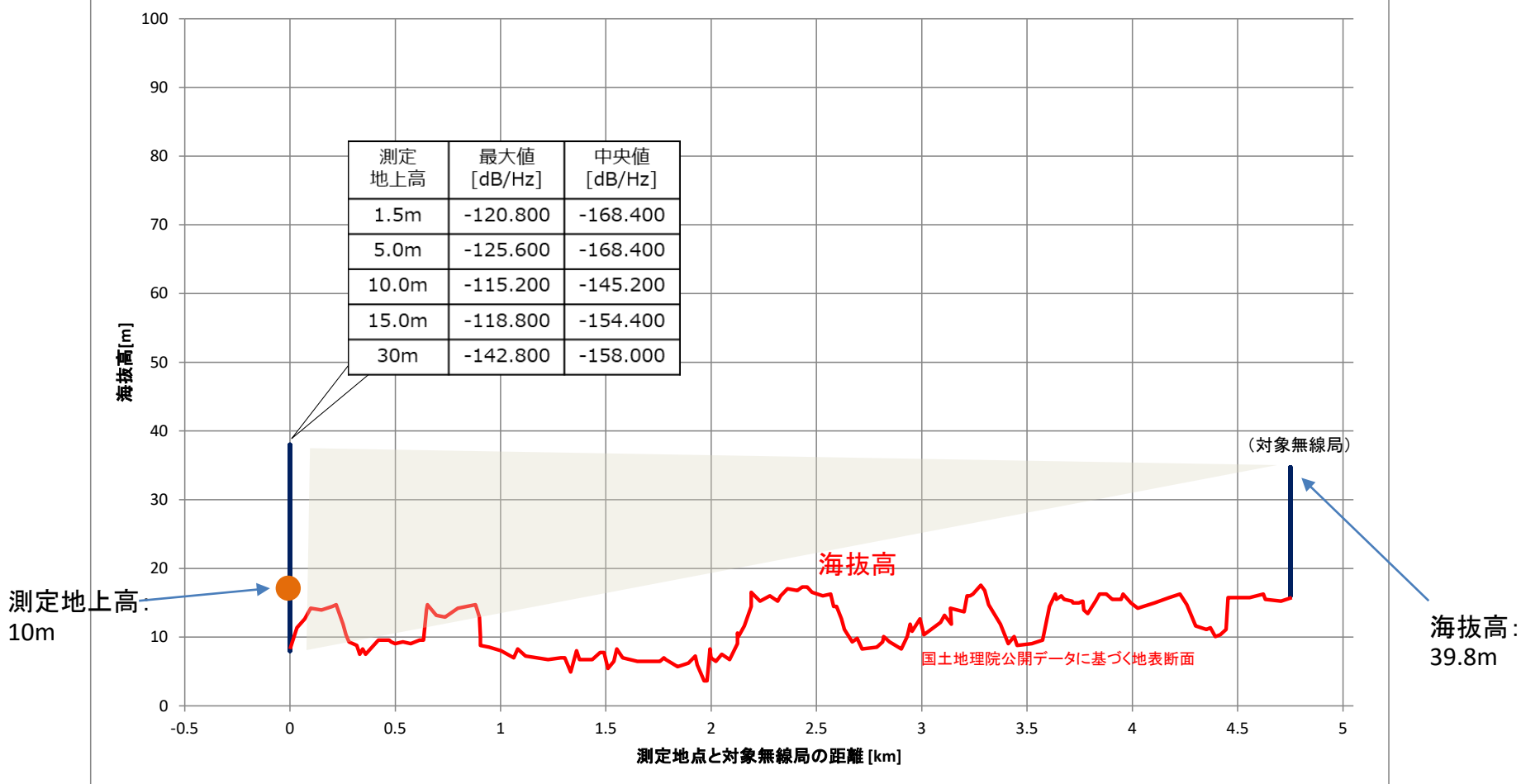


(注) 受信レベルの変動があるのは、自動車走行経路周辺の環境条件(建物等)によるものと推測される。

(2) 多地点測定

- 固定測定を対象とした3の地域にある無線局を対象に、複数の各測定場所において地上高1.5m、5m、10m及び15mで5分間受信レベルを測定。
- 測定対象局のアンテナ高によるが、下記の測定対象局では10mの高所で高い受信レベルが確認されている。
- 多地点(高所含む)の測定については、電波の空間的到達状況を把握することで、他の無線システムとの共用の検討にも活用されるものとする。

多地点測定・測定地上高による受信電力レベルの違い(都市部の例)



**「令和元年度電波の利用状況調査の評価結果（案）」に対する意見募集に対して提出された御意見とそれに対する総務省の考え方
（令和２年５月３０日（土）から同年６月２９日（月）まで意見募集）**

【提出意見】

３件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された御意見及び総務省の考え方を以下に示します。

（順不同）

No	意見 提出者	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	株式会社毎日放送	第４章 周波数区分ごとの評価結果 第６節 1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数の利用状況 (5) 総合評価 ④ 総合評価 および 第５章 総括 (5) 1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数区分 「2. 3GHz 帯映像 FPU(携帯局)については、運用期間の調査結果から同システムの運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、今後、IoT(Internet of Things)社会の進展に伴い、需要が高まる携帯電話等の移動通信システム用の周波数確保の実現に向けて、同周波数帯においてダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。」 とされていますが、この帯域においては、放送事業者の映像 FPU を数年前に 700MHz 帯から周波数移行して運用を始めたところであり、移行の際には 1. 2GHz と 2. 3GHz 帯に分かれて免許を受けましたが、1. 2GHz 帯が１次業務の無線システムとの共用上の制約があるため、1. 2GHz と 2. 3GHz を状況に応じてやり繰りして運用しているのが実状です。 評価結果の指摘のとおり、本システムは常時運用しているものではありませんが、スポーツ中継や音楽イベント、報道番組等の制作現場において、十分に高い頻度で有効活用されており、制作された番組が地域社会へ情報発信されることにより、健全な民主主義の発達に資するとともに豊かな放送文化の創造に寄与するという使命を果たすことに貢献する「社会的重要性」の高い無線システムです。 一方、共用が検討される移動通信システムについては、その重要性は言うまでもないものの、多くの人が集まる場所や災害発生時において、通信量が著しく増大する点で放送用映像 FPU と運用スタイルが重複していることが指摘できます。 このような２つの無線システムを周波数共用することは、それぞれのシステムがその役割を發揮すべき重要な場面において、電波の干渉や、運用調整の煩雑さにより、その役割を果たすことに支障を来すような影響を与え合うことが強く懸念され、基本的には困難であると考えます。 同様の趣旨の意見を令和元年７月に実施された「周波数再編アクションプラン(令和元年度改定版)(案)」に対する意見募集でも提出しております。今後の具体的検討においては、上記の視点も踏まえた検討を改めて強くお願いいたします。	ご意見につきまして、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和３年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。	無

2	ソフトバンク株式会社	総論 昨今の周波数の利用ニーズの高まりを踏まえ、電波の利用状況を見える化し、結果を広く公表することは将来に向けた電波の有効利用の促進につながるため、本調査の取り組みに賛同します。 同時に、本調査結果において示された検討課題及び継続調査対象並びに移行が適当と評価された無線システムについては結果の公表に留まらず、検討の加速化や別周波数帯への移行検討の開始等、速やかに具体的なアクションへつなげていくことも必要と考えます。	賛同のご意見として承ります。 また、評価については、評価内容に応じて電波の有効利用施策に反映することとしております。	無
		第1章 電波の利用状況調査・公表制度の概要 第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要 (3) 調査対象 P1-2 令和2年度より電波の利用状況調査の拡充等が図られ、調査方式が変更となることが示されています。これにより利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯について詳細な調査（重点調査）を行うことが可能となることから、検証を要するシステムの見える化が更に進むことに強く期待するところです。 新方式の調査では、令和元年に制度整備された自営等広帯域移動無線アクセスシステム（自営 BWA）や「周波数再編アクションプラン」で導入が決まっているローカル 5G 等、新たな無線システムも調査対象に追加されるものと認識しています。本年春からの全国キャリアの 5G サービスの開始や新型コロナウイルス感染拡大に伴う ICT インフラの利活用の大幅な拡大等、電波の社会的な重要性が益々高まっていることを踏まえれば、これら新たに調査対象となる無線システムについて、例えば利用状況調査の重点調査の対象とする等、電波の利用状況の実態を迅速にかつ正確に把握し、評価をしていくことが必要と考えます。	ご意見につきましては、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無
		第4章 周波数区分ごとの評価結果 第7節 2.4GHz 超 2.7GHz 以下の周波数の利用状況 (5) 総合評価 P4-284 本調査結果において、「地域広帯域移動無線アクセスシステムの利用が進んでいる」、「システムの高度化や CATV 事業者のエリア拡大に伴うサービス品質向上により利用状況の拡大傾向」が示されています。 他方で、当該帯域は、3GPP の国際標準バンドとして国際的に広く携帯電話で利用されており、携帯電話用の帯域としての利用価値が高い帯域となっています。地方広域帯移動無線アクセスシステムの免許人数は現時点でも全国自治体数対して約 14%と決して高くないことを鑑みれば、引き続き定期的な調査を実施し実態を把握するとともに、今後の調査において利用が低い水準にあることが明らかとなった場合は、制度の見直しも含めて速やかに適切な検討を実施する必要があると考えます。	ご意見につきましては、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。	無
		第5章 総括 (5) 1.71GHz 超 2.4GHz 以下の周波数区分 (6) 2.4GHz 超 2.7GHz 以下の周波数区分 P5-2 電波利用ニーズの拡大を受けて、2.3GHz 帯映像 FPU や N-STAR 衛星移動通信システムを中心に一定程度運用が行われていない無線システムとの「ダイナミック周波数共用」の適用を検討していくことは有意義であると考えます。 「ダイナミック周波数共用」の運用にあたっては、免許人からの適切な運用計画の提供が必要不可欠ですが、その手続き等について免許人に一定の負担が生じることが想定されます。従って、免許人の負担が過度にならないよう配慮しつつ、運用計画が適切に提供されるような共用ルールの策定を進めていただくことを希望します。	ご意見につきまして、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和3年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。	無

3	楽天モバイル株式会社	1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数帯 1. 9GHz 帯の PHS については、評価ポイントにおいて「新たな電波利用ニーズを踏まえつつ、1. 9GHz 帯のデジタルコードレス電話の周波数拡張など周波数帯の活用方策について検討することが適当である」とされています。この点に関し、令和 5 年 3 月に全ての PHS サービスが終了した後は、速やかに携帯電話システムにおける PHS 保護規定を見直していただくことを希望します。	公衆 PHS サービスの運用終了後の携帯電話システムにおける PHS 保護規定については、今後の検討課題として、関係者との調整を踏まえて検討の時期を決定してまいります。	無
		1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数帯 2. 3GHz 帯映像 FPU については、評価ポイントにおいて「運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、需要が高まる携帯電話等とのダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。」とされています。携帯電話システムとのダイナミックな周波数共用の実現に向けて、制度整備及び技術的条件の検討が速やかに進められるよう、ステークホルダー間の調整や調整に必須となる情報の事情者間共有の取組を実施していただき、速やかに具体的な割当て手続を進めていただくよう要望します。	ご意見につきまして、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和 3 年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。	無

令和 2 年 7 月 1 0 日

公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価
(令和 2 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室

(吉田課長補佐、鈴木係長)

電話：03-5253-5888

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(近森主査)

電話：03-5253-5909

公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価

1 諮問の概要

本件は、令和元年5月17日に公布した「電波法の一部を改正する法律」（令和元年法律第6号）により、現在電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。）に対して電波の有効利用を促すため、政令で定めることにより電波利用料を徴収できることとする制度が制定されたことを受けて、本制度の適用を検討するため、電波法第26条の2の規定に基づき実施した「公共用無線局に係る臨時の利用状況調査」における電波の有効利用の程度の評価について諮問するものである。

2 調査・評価の対象

- 電波利用料が減免されている公共用無線局
- 無線局数・免許人数：約64万局・約2千免許人（電波利用システム数：171システム）

3 調査・評価の概要

各電波利用システムについて、以下の4つに分類して評価した結果、全171システムについて、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用している又は当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるとの結果が得られた。ただし、総務省としては、毎年実施している電波の利用状況調査において、引き続き今回調査を実施した電波利用システムについて、状況を注視し、評価を実施していくこととする。

- （1）国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム（66システム）
- （2）効率的な技術が既に用いられている電波利用システム（6システム）
- （3）既に移行期限が設定済のシステム（1システム）
- （4）調査票による調査を行う必要があると認められた電波利用システム（98システム）

4 意見募集の結果

- 意見募集期間：令和2年5月30日（土）から同年6月29日（月）、意見提出件数：2件

公共用無線局に係る 臨時の利用状況調査の評価結果 概要

令和 2 年 7 月

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課、重要無線室

1. 電波の利用状況調査・公表制度の概要

電波の利用状況調査は、周波数帯を3区分に分けて概ね3年毎に電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施しているところ。（根拠規定：電波法第26条の2）

※令和元年度に実施した調査までが対象。令和2年度実施の調査から2区分（①714MHz以下、②714MHz超）に分けて概ね2年毎に調査

電波の利用状況の調査（電波の利用状況の調査等に関する省令）

定例調査
【第3条第1項】

- ①714MHz以下
- ②714MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超（平成30年度調査）

携帯無線通信等の
電波の利用状況調査（毎年）
【第3条第2項】

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
【第6条】

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線局の使用実態、他の電気通信設備への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用する周波数の移行計画
- ③発射状況調査（補完）

調査結果を公表するとともに、
評価結果（案）に対する意見募集

意見募集を踏まえた
評価結果（案）の電波監理審議会への諮問・答申

評価結果の公表

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

2. 公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の概要

4

調査の背景

本臨時調査は、令和元年5月17日に公布した「電波法の一部を改正する法律」（令和元年法律第6号）により、現在電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。）に対して電波の有効利用を促すため、政令で定めることにより電波利用料を徴収できることとする制度が制定されたことを受けて、本制度の適用を検討するために実施したものである。

調査及び評価の方法

- (1) 調査対象：電波利用料が減免されている公共用無線局
- (2) 調査期間：令和元年10月19日～11月22日（金）
- (3) 調査対象数：調査対象となった免許人数 約 2 千免許人
無線局数 約 64 万局
電波利用システム数 171 システム
- (4) 調査事項及び調査方法：使用技術や代替可能性を調査票による調査を含めて実施
- (5) 調査の評価：評価観点を踏まえ、評価の手順に従い電波の有効利用の程度を評価
- (6) 評価結果の公表：インターネットの利用等によって公表

スケジュール

令和元年				令和2年						
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(調査準備)	調査票送付開始	免許人報告期限	調査結果の集計・分析等			評価結果案の作成			評価結果案 パブコメ 5/30～6/29	電波監理 審議会 諮問 7/10

3.電波利用システムの評価手順・調査方法について

5

評価の観点

電波法第103条の2第14項（・第15項）抜粋

電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。（略））として政令で定めるもの



公共用無線局の評価観点

- ①使用している技術が非効率か
- ②その無線局が使用する周波数に対する需要があるか
- ③その他効率的な技術の導入を促進する必要性が低いといえる事情（その技術を使用し続ける特段の事情（条約での義務づけ等）がある等）がないかどうか

評価の手順

- （１）国際的に共通の周波数帯、方式が用いられているか
- （２）効率的な技術が用いられているか
- （３）既に移行、廃止の予定が決まっているか



（１）～（３）の基準で、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められた電波利用システムについては、PARTNER（総合無線局管理システム）に登録された情報を活用した調査のみを実施。調査票による調査は実施せず。

- （４）使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適當である等の事情があるか



各電波利用システム毎に、詳細な無線局の使用実態や、システムの更改予定等について把握するため、PARTNER調査に加え、調査票調査を実施

調査方法

PARTNER調査

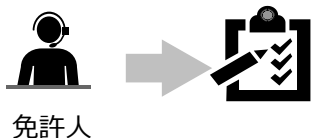


無線局数等の
基礎数値調査

<調査事項>

免許人数、無線局数、電波の型式、無線局の目的・通信事項等

調査票調査



利用実態等の
報告調査

<調査事項>

無線局の運用詳細、年間／時間毎の運用状況、今後の運用計画等

総括

各電波利用システムについて、以下の4つに分類して評価した結果、全171システムについて、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用している又は当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるとの結果が得られた。ただし、総務省としては、毎年実施している電波の利用状況調査において、引き続き今回調査を実施した電波利用システムについて、状況を注視し、評価を実施していくこととする。

評価結果

(1) 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム（66システム）

調査対象のうち66システムについては、既に国際的に共通の周波数帯、方式が用いられており、当該周波数帯について使用することが現実的な技術が他に存在しないため、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

(2) 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム（6システム）

調査対象のうち6システムについては、既に電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していると認められる。

(3) 既に移行期限が設定済のシステム（1システム）

調査対象のうち1システムについては、既に移行期限が設定済のため、今後効率的な電波利用が行われることが期待されていることから、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

(4) 調査票による調査を行う必要があると認められた電波利用システム（98システム）

調査対象のうち28システムについては、既に電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していると認められる。

調査対象のうち70システムについては、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していない無線局があるが、使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適当である等の評価観点を踏まえて検討した結果、現時点では、電波の効率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

(参考) 各評価分類中の不公表システム数及び無線局数

評価結果の概要	公表システム		不公表システム	合計
	システム数	無線局数	システム数	システム数
(1) 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム	28システム	2,367	38システム	66システム
(2) 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム	2システム	16	4システム	6システム
(3) 既に移行期限が設定済のシステム	-	-	1システム	1システム
(4) 調査票による調査を行う必要があると認められた電波利用システム	(76システム)	(350,944)	(22システム)	(98システム)
うち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用しているシステム	14システム	155,552	14システム	28システム
うち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないが、使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適當である等の事情があるシステム	62システム	195,392	8システム	70システム
合計	106システム	353,327	65システム	171システム (約64万局)

第1節 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム

(1) VOLMET	免許人数:1	無線局数:1
(2) 気象通報用	免許人数:1	無線局数:1
(3) 航空用VHF(防災行政)	免許人数:39	無線局数:249
(4) 航空用VHF(消防救急)	免許人数:17	無線局数:152
(5) 航空機用救命無線機(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(6) 航空機用救命無線機(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(7) 国際VHF	免許人数:12	無線局数:732
(8) 国際VHF(消防救急)	免許人数:11	無線局数:17
(9) 衛星非常用位置指示無線標識(消防救急)	免許人数:7	無線局数:8
(10) 船上通信設備	免許人数:2	無線局数:3
(11) 船上通信設備(消防救急)	免許人数:1	無線局数:1
(12) ACAS(防災行政)	免許人数:30	無線局数:41
(13) ACAS(消防救急)	免許人数:14	無線局数:22
(14) MLAT	免許人数:1	無線局数:14
(15) WAM	免許人数:1	無線局数:14
(16) 機上DEM(防災行政)	免許人数:36	無線局数:54
(17) 機上DEM(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(18) ATC トランスポンダ(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(19) ATC トランスポンダ(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(20) ASR	免許人数:1	無線局数:33
(21) 船舶用レーダー	免許人数:35	無線局数:703
(22) 電波高度計(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(23) 電波高度計(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(24) PAR	免許人数:1	無線局数:1
(25) 9GHz 航空機用レーダー(防災行政)	免許人数:18	無線局数:32
(26) 9GHz 航空機用レーダー(消防救急)	免許人数:6	無線局数:9
(27) ドップラーレーダー	免許人数:1	無線局数:2
(28) ASDE	免許人数:1	無線局数:9
(29) システム名不公表 38 システム		

第2節 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム

(1) 衛星航法補強システム(MT-SAT2)	免許人数:1	無線局数:12
(2) 衛星航法補強システム(QZS-3)	免許人数:1	無線局数:4
(3) システム名不公表 4システム		

第3節 既に移行期限が設定済のシステム

(1) システム名不公表 1システム

(参考) システム一覧(2)

第4節 調査票調査を実施したシステム

(1) 路側通信用	免許人数 1	無線局数 100	(39) 移動多重	免許人数 1	無線局数 1
(2) 60MHz 帯テレメータ	免許人数 1	無線局数 427	(40) 気象用ラジオロケット	免許人数 6	無線局数 372
(3) 同報系防災行政無線	免許人数 1371	無線局数 48457	(41) デジタルMCA	免許人数 354	
(4) テレメータ	免許人数 99	無線局数 15984	(42) 生存者探索用	免許人数 17	無線局数 34
(5) 水防用	免許人数 48	無線局数 1421	(43) 画像伝送(消防救急)	免許人数 2	無線局数 4
(6) ダム、砂防用移動無線	免許人数 1	無線局数 1145	(44) ウインドプロファイラー	免許人数 1	無線局数 33
(7) 水防道路用	免許人数 2	無線局数 14	(45) ドローン画像伝送用	免許人数 4	無線局数 18
(8) 中央防災150MHz	免許人数 1	無線局数 35	(46) 5GHz 無線アクセスシステム	免許人数 1	無線局数 17
(9) 部内通信(災害時連絡用)	免許人数 1	無線局数 30	(47) 気象レーダー(C 帯)	免許人数 2	無線局数 55
(10) 気象業務用音声通信	免許人数 1	無線局数 4	(48) 狭域通信システム	免許人数 1	無線局数 2084
(11) 石油備蓄	免許人数 1	無線局数 93	(49) 6.5GHz 帯固定マイクロ	免許人数 14	無線局数 1170
(12) 150MHz 帯防災相互波	免許人数 470	無線局数 4898	(50) 6.5GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 13	無線局数 62
(13) 水上無線	免許人数 1	無線局数 1	(51) 6.5GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 5	無線局数 22
(14) VICS	免許人数 3	無線局数 2235	(52) 7.5GHz 帯固定マイクロ	免許人数 30	無線局数 381
(15) 150MHz 帯アナログ防災行政無線	免許人数 250	無線局数 13655	(53) 7.5GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 149	無線局数 1487
(16) 400MHz 帯リンク回線(防災行政)	免許人数 311	無線局数 1185	(54) 7.5GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 211	無線局数 822
(17) 400MHz 帯リンク回線(消防救急)	免許人数 1	無線局数 1	(55) 気象レーダー(X 帯)	免許人数 3	無線局数 42
(18) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	免許人数 2	無線局数 379	(56) 速度測定用	免許人数 10	無線局数 2246
(19) テレメータ(水防)	免許人数 98	無線局数 5034	(57) 火山監視レーダー(防災行政)	免許人数 1	無線局数 1
(20) 400MHz 帯アナログ防災行政無線	免許人数 661	無線局数 29281	(58) 12GHz 帯固定マイクロ	免許人数 18	無線局数 418
(21) 中央防災400MHz	免許人数 1	無線局数 98	(59) 12GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 66	無線局数 395
(22) デジタル移動無線(K-λ)	免許人数 1	無線局数 4432	(60) 12GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 41	無線局数 121
(23) MCA 方式(K-COSMOS)	免許人数 1	無線局数 8250	(61) ヘリテレ	免許人数 48	無線局数 535
(24) ヘリテレ連絡用	免許人数 3	無線局数 174	(62) 18GHz 帯固定マイクロ	免許人数 20	無線局数 333
(25) ヘリテレ連絡用(防災行政)	免許人数 24	無線局数 85	(63) 18GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 167	無線局数 646
(26) ヘリテレ連絡用(消防救急)	免許人数 46	無線局数 151	(64) 18GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 124	無線局数 316
(27) 署活系(消防救急)	免許人数 496	無線局数 45178	(65) 18GHz 帯移動多重(防災行政)	免許人数 16	無線局数 66
(28) 400MHz 帯防災相互波	免許人数 70	無線局数 5738	(66) 18GHz 帯移動多重(消防救急)	免許人数 4	無線局数 7
(29) 矯正用	免許人数 1	無線局数 3337	(67) 18GHz 帯FWA	免許人数 12	無線局数 220
(30) 公安調査連絡用	免許人数 1	無線局数 30	(68) 18GHz 帯FWA(防災行政)	免許人数 8	無線局数 13
(31) 麻薬取締	免許人数 1	無線局数 133	(69) 18GHz 帯FWA(消防救急)	免許人数 4	無線局数 7
(32) 公共BB	免許人数 6	無線局数 85	(70) FWA	免許人数 2	無線局数 159
(33) デジタル消防救急無線	免許人数 790	無線局数 80175	(71) 携帯TV 用	免許人数 4	無線局数 185
(34) デジタル総合通信系	免許人数 451	無線局数 64900	(72) 40GHz 帯固定マイクロ	免許人数 9	無線局数 30
(35) 消防救急デジタル	免許人数 1	無線局数 23	(73) 40GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 6	無線局数 22
(36) 400MHz 帯デジタルリンク回線(防災行政)	免許人数 4	無線局数 313	(74) 40GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 1	無線局数 4
(37) 400MHz 帯移動多重(防災行政)	免許人数 2	無線局数 6	(75) 38GHz 帯FWA	免許人数 1	無線局数 100
(38) 400MHz 帯移動多重(消防救急)	免許人数 1	無線局数 1	(76) 80GHz 帯FWA	免許人数 2	無線局数 30
			(77) システム名不公表 22 システム		

**「公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価（案）」に対する意見募集に対して提出された意見とそれに対する総務省の考え方
（令和２年５月３０日（土）から同年６月２９日（月）まで意見募集）**

【提出意見】

２件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します。

（順不同）

No.	意見 提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	ソフトバンク 株式会社	（総論）昨今の周波数の利用ニーズの高まりを踏まえ、現在電波利用料が減免されている公共用無線局のうち非効率な技術を用いているものについて、利用状況の調査を行うことは電波の有効利用に資することにつながるため、弊社として本調査の取り組みに賛同します。今後も継続的にこのような利用状況の調査が行われることを希望します。 （意見）「周波数再編アクションプラン(令和２年度改定版)」において、４.9GHz帯、26GHz帯及び40GHz帯は、5Gの追加周波数割当て候補として、「令和３年度中の割当てに向けて、情報通信審議会において既存無線システムとの共用条件を含め、技術的検討を進める」との方向性が示されています。 加えて、当該帯域を現在利用している対象システムへの本調査における評価でも、5Gシステム等の具体的なニーズが顕在化している帯域であることが明記されています。 このような5Gの利用拡大ニーズが高まる一方で、5Gへの確実な追加割当てに向けては、対象システムとの調整(周波数共用や周波数移行、代替システムの導入等)が検討課題となっています。 よって、「周波数再編アクションプラン(令和２年度改訂版)」で示された方向性に向けて円滑に割当てを進めるためにも、候補帯域における無線システム及び免許人の状況を早期に明確化し、移行先周波数の決定や終了促進措置の活用は是非も含めた様々な可能性を見据え、具体的検討を推進いただくことを希望します。	ご賛同の意見として承ります。 ご意見の通り、公共用無線局については、ニーズが顕在化している帯域を含めて、電波の利用状況調査において、引き続き、状況を注視し、評価を実施していく予定でございます。また、一部の周波数については、5Gの追加周波数割当て候補として、令和３年度中の割当てに向けて、技術的な検討を進める予定でございます。	無

2	匿名	○174 ページ デジタルM A Cについて、「災害に強い無線通信システムとして、国や地方自治体等での導入が進展」としているが、他方、M C Aの無線局数は、平成14年3月末には約64万局であったものが一貫して減り続け、令和2年3月末には約14万局と、18年間で1／4以下となっている。この事象についても、触れるべきではないか。 ○176 ページ 「携帯電話への代替については約70%弱の免許人から代替不可能、高度M C Aへの代替については約40%の免許人から代替不可能であると回答された」としているが、他方、図3-41-7を見ると「約90%の免許人は「その他」の電波利用システムに代替可能」としている。この事象についても、触れるべきではないか。	ご意見を踏まえ、「⑤評価」に無線局数の推移の傾向について追記いたします。 図3-41-7における「その他」の代替可能「約90%」については、免許人全体の内、約90%の方が代替可能と回答したことを示しているものではありません。 今回の調査では、他の電波利用システムへの代替可能性に関する設問において「携帯電話」及び「高度MCA」について回答いただいておりますが、それら以外にも想定されるシステムがある場合に、「その他」として自由記載を求めています。 この「その他」として回答された免許人は全体の約2%に留まっており、代替可能の約90%については、この約2%の中の割合を示したものとなります。 ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。 (修正前) 「携帯電話及び高度MCAへの代替可能性を調査したところ、携帯電話への代替については約70%弱の免許人から代替不可能、高度MCAへの代替については約40%の免許人から代替不可能であると回答された。」 (修正後) 「携帯電話及び高度MCAへの代替可能性を調査したところ、携帯電話への代替については約70%の免許人から代替不可能、高度MCAへの代替については約40%の免許人から代替不可能であると回答された。 なお、その他は、携帯電話及び高度MCA以外に想定される代替システムがある場合に自由記載した免許人が対象であ	有
---	----	--	---	---

			り、対象者は免許人全体の約 2%であった。代替可能の約 90%は、この約 2%の中の割合を示している。	
	○ 177 ページ ・（１）において、局数が一貫して減り続けていることについて、触れるべきではないか。		ご意見を踏まえ、以下のように（２）を修正いたします。 （修正前） （２）特に、近年の自然災害等の発生頻度や被災の状況を鑑み、複数の通信手段の確保により災害対策の強化を図るため、今後、デジタル MCA の導入を検討する地方公共団体は増加するものと考えられる。 （修正後） （２）近年、デジタル MCA 全体の無線局数は漸減傾向にある一方、自然災害等の発生頻度や被災の状況を鑑み、複数の通信手段の確保により災害対策の強化を図るため、今後、デジタル MCA の導入を検討する地方公共団体は増加するものと考えられる。	
	・（３）において、携帯電話への代替が進む可能性が低いことのみを述べるのではなく、図 3-4 1-7 において約 90%の免許が代替可能した「その他」の電波利用システムについても触れるべきではないか。		前述の通り、「その他」として回答された免許人は全体の約 2%に留まっており、代替可能の約 90%については、この約 2%の中の割合を示したもののため、原案のままいたします。	
	・（６）において「代替には財政負担が生じることから地方公共団体の多くは具体的な更改計画が策定されていない状況」とする一方、（５）において「今後、デジタル MCA からの代替を検討する地方公共団体が増加する可能性がある」としている。この「増加する可能性」の根拠について、具体的に記載すべきではないか。（代替に当たり財政負担が生じない施策があるのか。）		高度 MCA については、自営用移動通信システムの特性を確保しつつ、携帯電話で用いられている LTE 技術を用いて周波数の有効利用とシステムの更なる高度化へのニーズに対応するため、平成 31 年 4 月に必要な制度整備を行ったところです。 代替には財政負担が生じることから、現時点において地方公共団体の多くは具体的な更改計画が策定されていない状況ですが、自治体の防災行政、消防、水防用途の利用局数の推移が増加傾向にある（※）ことなどから、今後、高度 MCA への代替を検討する地方公共団体が増加する可能性があるため、原案どおりいたします。	

		・他のシステムにおける評価と同様（例：１６９ページの（２）、１７３ページの（２）等）に、デジタルMCAが使用する周波数帯について、「他用途で使用する具体的なニーズの有無」についても記載すべきではないか。（デジタルMCAは９００MHz帯を使用しているところ、総務省では本年３月１３日、「９００MHz帯を使用する新たな無線利用に係る調査の結果と今後の予定」を公表するなど、デジタルMCAと同一の周波数帯の新たなニーズ把握を行っていることから、これについても触れるべきではないか。また、９００MHz帯は需要が高いと考えられる携帯電話のいわゆるプラチナバンドであるが、これについても触れるべきではないか。）	（※）情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会「900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件」報告（平成 30 年 5 月 15 日）を参照 ご意見のとおり、デジタル MCA システムの高度 MCA システムへの段階的な移行を想定し、デジタル MCA の周波数を対象に新たな無線利用に係る調査を行っています。 当該調査では、携帯電話を含む多数の無線利用の提案があり、本年３月にその結果を公表しております。 ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。（新たに（７）の内容を挿入し、従来の（７）（修正後は（８））の記載を修正。） （修正前） （７）したがって、今後、総務省では、本システムの公共用としての社会的な役割等も考慮しつつ、電波の能率的な利用の観点から、高度 MCA のサービス開始に向けた動向把握のほか、地方公共団体におけるデジタル MCA からの代替計画及び代替への課題について定期的に調査を行うことが必要と考える。 （修正後） （７）一方、デジタル MCA の高度 MCA への段階的な移行を想定し、総務省ではデジタル MCA が使用している周波数を対象に新たな無線利用に係る調査検討を実施している状況である。 （８）したがって、今後、総務省では、本システムの公共用としての社会的な役割等も考慮しつつ、電波の能率的な利用の観点から、新たな無線利用の調査検討の実施や高度 MCA のサービス開始に向けた動向把握のほか、地方公共団体におけるデジタル MCA からの代替計画及び代替への課題について定期的に調査を行うことが必要と考える。	
--	--	--	---	--

令和 2 年 7 月 1 0 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
(令和 2 年 7 月 1 0 日 諮問第 2 3 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、丸山係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 8

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。今般の認可申請は、受信規約の条項を、令和 2 年 3 月に国会の承認を受けた協会の令和 2 年度収支予算に記載された内容に一致させるための変更を行うものである。

（１）変更内容

令和 2 年 10 月 1 日より、受信料額の引下げを実施するため、所要の規定整備を行なうものである（別紙参照）。

（２）変更理由

受信契約者への還元を目的としたものである。

（３）契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

（令和 2 年度）	減収額	約 90 億円
	支出額	約 1 億円

（４）実施しようとする期日

令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 審査の結果

本件は、受信契約者への還元を目的として受信料額の改定を行うものであり、また、令和 2 年 3 月に国会の承認を受けた協会の令和 2 年度収支予算に記載された内容に一致させるための変更であることから、妥当なものである。加えて、今般の変更による令和 2 年度の減収額は約 90 億円、支出額は約 1 億円と見込まれているところ、協会の事業収支に大きな影響を及ぼすものではない。したがって、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(別紙) 日本放送協会放送受信規約の変更案

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(部分は、変更部分)

変更案					現行				
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。					(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。				
種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,225 円	7,015 円	13,650 円	地上 契約	口座・クレジット	1,260 円	7,190 円	13,990 円
	継続振込等	1,275 円	7,300 円	14,205 円		衛星 契約	口座・クレジット	2,170 円	12,430 円
衛星 契約	継続振込等	2,220 円	12,715 円	24,740 円	衛星 契約		継続振込等	2,230 円	12,730 円
	特別 契約	口座・クレジット	955 円	5,475 円		10,650 円	特別 契約	口座・クレジット	985 円
継続振込等		1,005 円	5,760 円	11,205 円	継続振込等	1,035 円		5,905 円	11,490 円
この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3・4 （略）					この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。 3・4 （略）				
(多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引）) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。					(多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引）) 第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。				
契約種別ごとの 契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり 減ずる月額			契約種別ごとの 契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり 減ずる月額		
		衛星契約	特別契約				衛星契約	特別契約	
10件以上		300円 90円			10件以上		300円 90円		

- 2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。
- 4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。
- (1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域内に居住する放送受信契約者にあつては、7件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき
- (2) 特別契約の契約件数が9件であるとき
- 5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

付則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年10月1日より施行する。
- 2～10 （略）

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	<u>1,075 円</u>	<u>6,165 円</u>	<u>11,995 円</u>
	継続振込等	<u>1,125 円</u>	<u>6,450 円</u>	<u>12,555 円</u>
衛星契約	口座・クレジット	<u>2,020 円</u>	<u>11,580 円</u>	<u>22,530 円</u>
	継続振込等	<u>2,070 円</u>	<u>11,865 円</u>	<u>23,090 円</u>

- 2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。
- 4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。
- (1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域内に居住する放送受信契約者にあつては、7件（12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき
- (2) 特別契約の契約件数が9件であるとき
- 5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはしない。

付則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年5月8日より施行する。
- 2～10 （略）

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	<u>1,105 円</u>	<u>6,300 円</u>	<u>12,255 円</u>
	継続振込等	<u>1,155 円</u>	<u>6,585 円</u>	<u>12,810 円</u>
衛星契約	口座・クレジット	<u>2,075 円</u>	<u>11,840 円</u>	<u>23,030 円</u>
	継続振込等	<u>2,125 円</u>	<u>12,125 円</u>	<u>23,585 円</u>